減 価 償 却 資 産 の 耐 用 年 数 表（平成28年11月現在）

＜参考＞

[建 物]

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 用途又は構造 | 細 目 | 耐用年数 | 記 号 |
| 鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの | 事務所用又は美術館用のもの及び下記以外のもの | ５０ |  |
| 住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの | ４７ | イ |
| 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの | ３４ |  |
|  | 飲食店用又は貸席用のもので、延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が三割を超えるもの |
| その他のもの | ４１ |   |
| 旅館用又はホテル用のもの | ３１ | イ |
|  | 延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が三割を超えるもの |
| その他のもの | ３９ | イ |
| 店舗用のもの | ３９ | イ |
| 病院用のもの | ３９ | イ |
| 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの | ３８ | ロ |
| 公衆浴場用のもの | ３１ |  |
| 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの | ２４ |  |
|  | 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの、冷蔵倉庫用のもの（倉庫事業の倉庫用のものを除く。）及び放射性同位元素の放射線を直接受ける もの |
| 塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの  | ３１ |  |
| その他のもの |  |  |
|  |
| 用途又は構造 | 細 目 | 耐用年数 | 記 号 |
| 鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの |  | 倉庫事業の倉庫用のもの 冷蔵倉庫用のもの  | ２１ |  |
|  | その他のもの | ３１ |  |
| その他のもの | ３８ |  |
| れんが造、石造又はブロック造のもの | 事務所用又は美術館用のもの及び下記以外のもの | ４１ |  |
| 店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの | ３８ | ニ |
| 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの | ３８ |  |
| 旅館用、ホテル用又は病院用のもの | ３６ | ホ |
| 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの | ３４ | ヘ |
| 公衆浴場のもの | ３０ |  |
| 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの | ２２ |  |
|  | 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵庫用のもの（倉庫事業の倉庫用のものを除く。）  |
| 塩、チリ硝石その他著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの  | ２８ |  |
| その他のもの 倉庫事業の倉庫用のもの  冷蔵倉庫用のもの  | ２０ |  |
|
|  | その他のもの | ３０ |  |
| その他のもの | ３４ |  |
| 金属造のもの（骨格材の肉厚が４ミリメートルを超えるものに限る。） | 事業所用又は美術館用のもの及び下記以外のもの | ３８ |  |
| 店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの | ３４ |  |
| 用途又は構造 | 細 目 | 耐用年数 | 記 号 |
| 金属造のもの（骨格材の肉厚が４ミリメートルを超えるものに限る。） | 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの | ３１ |  |
| 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの | ３１ |  |
| 旅館用、ホテル用又は病院用のもの | ２９ | ハ” |
| 公衆浴場のもの | ２７ |  |
| 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの | ２０ |  |
|  | 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの、冷蔵倉庫用のもの（倉庫事業の倉庫用のものを除く。）及び放射性同位元素の放射線を直接受けるもの  |
| 塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの  | ２５ |  |
| その他のもの | １９ |  |
|  | 倉庫事業の倉庫用のもの |
|  | 冷蔵倉庫用のもの |
| その他のもの | ２６ |  |
|  | その他のもの | ３１ |  |
| 金属造のもの（骨格材の肉厚が３ミリメートルを超え４ミリメートル以下のものに限る。） | 事業所用又は美術館用のもの及び下記以外のもの | ３０ |  |
| 店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの | ２７ |  |
| 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの | ２５ |  |
| 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの | ２５ |  |
| 旅館用、ホテル用又は病院用のもの | ２４ | ハ’ |
| 公衆浴場用のもの | １９ |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 用途又は構造 | 細 目 | 耐用年数 | 記 号 |
| 金属造のもの（骨格材の肉厚が３ミリメートルを超え４ミリメートル以下のものに限る。） | 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの | １５ |  |
|  | 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵庫用のもの |
|  | 塩、チリ硝石その他の著しい潮解性をする固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの  | １９ |  |
|  | その他のもの | ２４ |  |
| 金属造のもの（骨格材の肉厚が３ミリメートル以下のものに限る。） | 事務所用又は美術館用のもの及び下記以外のもの | ２２ |  |
| 店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの | １９ |  |
| 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの | １９ |  |
| 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの | １９ |  |
| 旅館用、ホテル用又は病院用のもの | １７ | ハ |
| 公衆浴場用のもの | １５ |  |
| 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの | １２ |  |
|  | 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵庫用のもの  |
| 塩、チリ硝石その他の著しい潮解性をする固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受ける  | １４ |  |
| その他のもの | １７ |  |
| 木造又は合成樹脂造のもの | 事務所用又は美術館用のもの及び下記以外のもの | ２４ |  |
|  |
| 用途又は構造 | 細 目 | 耐用年数 | 記 号 |
| 木造又は合成樹脂造のもの | 店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの  | ２２ | チ・リ |
| 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの | ２０ |  |
| 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの | １７ | ヌ |
| 旅館用、ホテル用又は病院用のもの | １７ | リ |
| 公衆浴場用のもの | １２ |  |
| 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの | ９ |  |
|  | 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの |
| 塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受ける  | １１ |  |
| その他のもの | １５ |  |
| 木骨モルタル造のもの | 事務所用又は美術館用のもの及び下記以外のもの | ２２ | ル |
| 店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの | ２０ | ワ・カ |
| 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの | １９ |  |
| 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの | １５ |  |
| 旅館用、ホテル用又は病院用のもの | １５ | カ |
| 公衆浴場用のもの | １１ |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 用途又は構造 | 細 目 | 耐用年数 | 記 号 |
| 木骨モルタル造のもの | 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの | ７ |  |
|  | 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵庫用のもの |
| 塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの | １０ |  |
| その他のもの | １４ |  |
| 簡 易 建 物 | 木製主要柱が１０センチメートル角以下のもので、土居ぶき、杉皮ぶき、ルーフィングぶき又はトタンぶきのもの | １０ |  |
| 掘立造のもの及び仮設のもの | ７ |  |

[建物附属設備]

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 電気設備（照明設備を含む。） | 畜電池電源設備 | ６ | タ |
| その他のもの | １５ | ヨ・レ |
| 給排水又は衛生設備及びガス設備 |  | １５ | オ・ク |
| 冷房、暖房、通風又はボイラー設備 | 冷暖房設備（冷凍機の出力が２２キロワット以下のもの。） | １３ | ラ |
| その他のもの | １５ | ナ･ム･ウ |
| 昇 降 機 設 備 | エレベーター | １７ | ノ |
| エスカレーター | １５ |  |
| 消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備 |  | ８ | マ |
| エヤーカーテン又はドアー自動開閉設備 |  | １２ | ヤ |
| アーケード又は日よけ設備 | 主として金属製のもの | １５ | ケ |
| その他のもの | ８ | フ |
| 店 用 簡 易 装 備 |  | ３ |  |
|  |
| 用途又は構造 | 細 目 | 耐用年数 | 記 号 |
| 可 動 間 仕 切 り | 簡易なもの | ３ |  |
| その他のもの | １５ |  |
| 前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの | 主として金属製のもの 医療用ｶﾞｽ設備  自動制御設備 搬 送 設 備 | １８ | コ |
| その他のもの | １０ | エ |

**[構 築 物]**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 競技場用、運動場用遊園地用又は学校用のもの | スタンド | ４５ |  |
|  | 主として鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの  |
|  | 主として鉄骨造のもの | ３０ |  |
|  | 主として木造のもの | １０ |  |
| 競輪場用競争路 | １５ |  |
|  | コンクリート敷のもの |
| その他のもの | １０ |  |
| ネット設備 | １５ |  |
| 野球場、陸上競技場、ゴルフコースその他のスポーツ場の排水その他の土木施設 | ３０ |  |
| 水泳プール | ３０ |  |
| その他のもの |  |  |
|  |  | 児童用のもの | １０ |  |
|  |  |  | すべり台、ぶらんこ、ジャングルジムその他の遊戯用のもの  |
| その他のもの  | １５ |  |
| その他のもの | １５ |  |
|  |  |  | 主として木造のもの  |
| その他のもの | ３０ |  |
| 緑化施設及び庭園 | 工場緑化施設 | ７ |  |
| その他の緑化施設及び庭園（工場緑化施設に含まれるものを除く。） | ２０ | は |
| 用途又は構造 | 細 目 | 耐用年数 | 記 号 |
| 舗装道路及び舗装路面 | コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの | １５ | に |
| アスファルト敷又は木れんが敷のもの | １０ | ほ |
| ピチューマルス敷のもの | ３ |  |
| 鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの（前掲のものを除く。） | 水道用ダム | ８０ |  |
| トンネル | ７５ |  |
| 橋 | ６０ |  |
| 岸壁、さん橋、堤防、防壁（爆発物用のものを除く。）、防波堤、塔、やぐら、上水道水そう及び用水用ダム | ５０ | ヘ |
| 乾ドック | ４５ |  |
| サイロ | ３５ |  |
| 下水道、煙突及び焼却炉 | ３５ | と |
| 高架道路、製塩用ちんでん池、飼育場及びへい | ３０ | ち |
| 爆発物用防壁及び防油堤 | ２５ |  |
| 造船台 | ２４ |  |
| 放射性同位元素の放射線を直接受けるもの | １５ |  |
| その他のもの | ６０ | り |
| コンクリート造又はコンクリートブロック造のもの（前掲のものを除く。）  | やぐら及び用水池 | ４０ | ぬ |
| サイロ | ３４ |  |
| 岸壁、さん橋、堤防、防壁（爆発物用のものを除く。）、防波堤、トンネル、上水道及び水そう | ３０ | る |
| 下水道、飼育場及びへい | １５ | わ |
| 爆発物用防壁 | １３ |  |
| 引湯管 | １０ | か |
| 鉱業用廃石捨場 | ５ |  |
| その他のもの | ４０ | よ |
| れんが造のもの（前掲のものを除く。） | 防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤及びトンネル | ５０ | た |
| 用途又は構造 | 細 目 | 耐用年数 | 記 号 |
| れんが造のもの（前掲のものを除く。） | 煙突､煙道、焼却炉、へい及び爆発物用防壁 |  |  |
|  | 塩素、クロールスルホン酸その他の著し い腐食性を有する気体の影響を受けるもの  | ７ |  |
| その他のもの | ２５ |  |
| その他のもの | ４０ | れ |
| 石造のもの（前掲のものを除く。） | 岸壁、さん橋、堤防、防壁（爆発物用のものを除く。）、防波堤、上水道及び用水池 | ５０ | そ |
| 乾ドック | ４５ |  |
| 下水道、へい及び爆発物用防壁 | ３５ | つ |
| その他のもの | ５０ | ね |
| 土造のもの（前掲のものを除く。） | 防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤及び自動車道 | ４０ |  |
| 上水道及び用水池 | ３０ |  |
| 下水道 | １５ | な |
| へい | ２０ | ら |
| 爆発物用防壁及び防油堤 | １７ |  |
| その他のもの | ４０ | む |
| 金属造のもの（前掲のものを除く。） | 橋（はね上げ橋を除く。） | ４５ |  |
| はね上げ橋及び鋼矢板岸壁 | ２５ |  |
| サイロ | ２２ |  |
| 送配管 | ３０ | う |
|  |  | 鋳鉄製のもの |
| 鋼鉄製のもの | １５ |  |
| ガス貯そう |  |  |
|  |  | 液化ガス用のもの | １０ |  |
| その他のもの | ２ |  |
| 薬品貯そう | ８ |  |
|  | 塩酸、ふっ酸、発煙硫酸、濃硝酸その他の発煙性を有する無機酸用のもの |
| 用途又は構造 | 細 目 | 耐用年数 | 記 号 |
| 金属造のもの（前掲のものを除く。） |  | 有機酸用又は硫酸、硝酸その他前掲のもの以外の無機酸用のもの  | １０ |  |
| アルカリ類用、塩水用、アルコール用その他のもの  | １５ |  |
| 水そう及び油そう | ２５ | の |
|  |  | 鋳鉄製のもの |
| 鋼鉄製のもの | １５ | お |
| 浮きドック | ２０ |  |
| 飼育場 | １５ |  |
| つり橋、煙突、焼却炉、打込み井戸、へい、街路灯及びガードレール | １０ | く |
| 露天式立体駐車設備 | １５ |  |
| その他のもの | ４５ | や |
| 合成樹脂造のもの（前掲のものを除く。） |  | １０ | こ・え |
| 木造のもの（前掲のものを除く。） | 橋、塔、やぐら及びドック | １５ | ま |
| 岸壁、さん橋、防壁、堤防、防波堤、トンネル、水そう、引湯管及びへい | １０ | け |
| 飼育場 | ７ |  |
| その他のもの | １５ | ふ |
| 前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの | 主として木造のもの | １５ | て |
| その他のもの | ５０ | あ |